

障がい者(児)施設等の職員に対するPCR検査支援事業に関するQ&A

令和3年3月23日時点

番号	内容	回答
1	県外にいる子どもが成人式のために帰省する場合は、職員のPCR検査支援事業の対象となるのか。	職員本人がやむを得ない事由により県外を往来する場合をPCR検査支援事業の対象としているため、この場合には、当該職員の県外との往来がないため、対象とはなりません。
2	同居する家族が出張のために県外との往来を行った場合は、職員のPCR検査支援事業の対象となるのか。	職員本人がやむを得ない事由により県外を往来する場合をPCR検査支援事業の対象としているため、この場合には、当該職員の県外との往来がないため、対象とはなりません。
3	介護サービス事業所としての指定は受けているが、実際に介護サービスの提供を行ったことがない場合は、職員のPCR検査支援事業の対象となるのか。	対象とはなりません。
4	介護福祉士や精神保健福祉士の資格試験を受けるため、県外の試験会場に行く場合は、職員のPCR検査支援事業の対象となるのか。	やむを得ない事由によるものであり、対象となります。 なお、法人の業務命令による出張扱いの場合には、対象とはなりません。
5	検査申出書は手書きで提出してもよいか。	検査申出書(エクセル様式)は必ずEメールで提出してください。 なお、手書きの検査申出書をスキャンし、Eメールで提出することはできません。
6	検査申出書提出後に県外との往来が中止になった場合は、どうしたらよいか。	速やかに社会福祉課まで連絡してください。
7	子どもの進学・就職に伴い、引っ越し等の手伝いで県外に行く場合は、職員のPCR検査支援事業の対象となるのか。	対象となります。
8	県内の葬式に出席した際、県外から来た人と接触した場合は、職員のPCR検査支援事業の対象となるのか。	職員本人がやむを得ない事由により県外を往来する場合をPCR検査支援事業の対象としているため、この場合には、当該職員の県外との往来がないため、対象とはなりません。